

Title	中世リユーネブルク井塩の取引について
Sub Title	Salt trade in mediaeval Lüneburg
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.6 (1954. 6) ,p.587(1)- 598(12)
JaLC DOI	10.14991/001.19540600-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540600-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中世リユーネブルク井鹽の取引について

高 村 象 平

獨逸ハンザ商人の取扱つた數多くの商品の中で、鹽が重要なものであつたことについては、嘗て一言した⁽¹⁾。鹽が確保されてはじめてバルト海でとれた鯨も、遠路輸送に耐える商品となる。北獨逸のリューゲンやスカンデナヴィア南端のスカネールは、北歐における最大の鯨市場であると同時に鹽市場であつた。これ等に搬入された鹽は、ゾイデルゼー諸都市商人によるベー地方(西部フランス)の天日鹽と、ハンザ商人特にリューベック商人によるリユーネブルク鹽井の煎熬鹽とであつたが、數量と品質との上から後者が遙かに前者に優つた。リユーネブルク井鹽の對外取引を殆んど壟斷したリューベック商人が、スカネールその他の市場で優位を占めたのは當然である。リユーネブルク市にも鹽商人があり、更に製鹽者も鹽の回漕に關與した。それにも拘はらず、同市の井鹽の對外取引をリューベック商人の手中に委ねたのは何故であつたか。逆にいへば、リューベック商人はどうしてリユーネブルク井鹽の取引を支配するやうになつたのか。本稿においてこの間の事情を考察するが、それに先立つてリユーネブルク井鹽の生産關係を概観

する。

(1) 拙稿、中世スカネールの漁業と獨逸ハンザ商人、史學、第二十六卷第三・四號(昭和二十八年六月)六四頁。

二

リューネブルク鹽井の最初の所有者は、その所在地の領主としてのザクセン公であつた。⁽¹⁾南獨逸の鹽井に見られる獨逸國王大權は、リューネブルクには存しなかつたのである。ザクセン公がこの鹽井をその隷屬民を便役して獨占直營したか、または採鹽希望者に賃貸したかは詳かでないが、⁽²⁾恐らくこの兩者共に行なはれたのであらう。且つ傳承諸資料は諸公が財政窮迫に際して、鹽釜や釜屋の敷地(これを Pfandung と稱する)、鹽釜に課した現物(鹽)または貨幣での製鹽稅(Salrenten oder Chorusgüter と云ふ)を、次第に教會、下級貴族、市民に、或は贈與し或は賣却せざるを得なかつたことを示してゐる。

これ等新所有者の中では、教會・修道院が半ばを占めた。これは購入によるよりも供養地代の設定に基づくところが多いのであつた。⁽³⁾この聖界領主の優越を目して、教會とは關係のない他市民をも含めて、新所有者に製鹽權所有者は Salzprälaten と呼ばれた。彼等は必らずしも自ら製鹽を營なまんとする者ではなかつた。殊にリューネブルクから離れた場所に居住する場合(リューベック、ハンブルク、ブラウンシュウィックの市民の場合)、製鹽權所有者は謂はば一種の投資行爲に外ならなかつた。この所有に基づく收益の獲得が意圖されたのである。

グルンドヘルとしてザクセン公が有した他種の權利も、第十三世紀に相次いで失はれた。右の製鹽權利者團は鹽井管理者(Sotmeister)任命權を買收し(一二二八年)、鹽釜鑄造監督職(Barmeistere)も買收した⁽⁴⁾(一二六九年)。更にこの頃新たに鹽井が発見されるとザクセン公はこれを自營した。領國諸侯レガリアの行使であるが、製鹽權利者團にとつては競争の發生を意味する。これを排除するために、彼等は新鹽井からの收稅の代償として八〇〇純銀マルクを上納し、この新鹽井を閉塞する許可を得ると共に、爾後リューネブルク市及び公領内において新たに鑿井せざることを確約せしめた⁽⁵⁾(一二七三年)。即ちリューネブルク鹽井に對するレガリアの行使を禁絶せしめたのであつて、ここにリューネブルク鹽井は終局的に製鹽權所有者團の手中に歸したのである。

製鹽權所有者が投資利益の收得を期したものである以上、製鹽作業を希望者に賃貸するのは當然であつた。既に第十三世紀にはリューネブルク市の製靴工、毛皮工、肉屋、金細工師等で製鹽を引受ける者が現はれてゐる。⁽⁶⁾彼等は最初夫々の手工業の傍ら製鹽に従事した。それも幾許かの自己資本を投じてこれに参加したのではなく、また一介の賃労働者として鹽井持分所有者に従屬したのでもない。その生産物(鹽)の一部分を製鹽權所有者に提供する約定のもとに生産を引受けたのである。しかもこれ等手工業者の謂はば副業的製鹽は、やがて彼等の主業に轉じて行つた。その製鹽による收利の少なからざることがこれを可能とせしめたのである。彼等が自己の資本所有なくして製鹽業者となり得た所以は、一にその生産物の賣却後に製鹽權所有者に賃借料を支拂ふ慣行の故であつた。賃借料の額は個々に協定されるのであつて一定しないが、ツェンカー女史は諸資料の検討の結果、賃借人は全收益の半分を提供したと結論してゐる。⁽⁷⁾加ふるに製鹽權者はその製鹽權を投資として見てゐたから、好機會があればこれを賣却することも辭さなかつた。このために製鹽所賃借人は、舊來の手工業によつてまたはその製鹽の賣却によつて得た資力を投じて、製鹽權を購入することが出来た。即ち彼等は再轉して製鹽權所有者の列伍に加はつたのである。

彼等を Sulzmeister (Sulfmeister) と呼んだ。自から勞働してその經營を獨立せしめた者、Selbst-Meister の意で

ある。⁽⁸⁾この獨立製鹽者は後にギルドを結成したが、その加入資格は、第一にリューネブルク市民たること、第二に釜屋とその敷地とを所有して製鹽する資格を持つことであつた。⁽⁹⁾製鹽技能の有無は問題とならなかつた。蓋し製鹽作業は概ね製鹽賃労働者 (Süßer, Süßer) に委ねたからである。一二六二年以降においてリューネブルク鹽井の周圍に設けられた釜屋は五四戸、各釜屋には四ヶの鉛製の鹽釜が置かれた。⁽¹⁰⁾従つて組合員たるには最低四釜の製鹽經營の指揮者であれば足りた。そして最高五四名に限定された組合員は、リューネブルクにおける製鹽獨占を圖つたのである。

獨立製鹽者はもはや従前の如く自身製鹽作業には携はらない。彼等は賃労働者を雇傭して製鹽せしめた。その作業は晝夜休まず続けられ、一戸の釜屋 (藁葺の土小屋である) には最低三名の労働者が使役された。Höder と呼ぶ晝間煎熬労働者と、Söder と稱する夜勤労働者と、薪や鹹水を運びその他雑用に従事する Voigt とである。⁽¹¹⁾この外に鹽井から鹹水を汲み上げる Sodeskrumpene や、薪をくへる Inseherschene 等の労働者を缺くことを得なかつたから、リューネブルクの全釜屋が完全就業する場合には三〇〇—四〇〇名の労働者が使役されたと推定し得る。これは中世の諸事情の下において異例に屬する規模であつたといつてよい。

かかる賃労働者が立身して獨立製鹽者となつた事例は傳はつてゐない。兩者の間に、一般のツンフトの親方と職人に見る如き家長制的關係が存したか、或は儼然たる溝渠が横たはつて對立的感情が抱かれてゐたかは、詳かにしないが、この後におけるリューネブルク市の政情より推察すれば、時の経過と共に、兩者の分岐は益々明確になつて行つたものの如くである。即ち獨立製鹽者はその致富によつて市政上に勢力を張つた。第十四世紀以降彼等の職業——獨立製鹽者たること——とリューネブルク市參事會員の地位との間には、かなり密接な相互關係が生ずるに至つた。勿論獨立製鹽者の全部が市長や市參事會員となつたわけではなく、時に消長はあつたが、⁽¹²⁾彼等はこれ等の職の多

くを占めた。製鹽がリューネブルク市の經濟の中核である以上これは必然であり、市政において製鹽關係の事項が審議されることが多い限り、その知識と經驗を持つ彼等がこれに參與することは必要であつた。北獨逸の他の製鹽地ハレ、コールベルク等において、製鹽權所有者が市參事會員であつたことと相通するものである。⁽¹³⁾

第十五世紀中葉リューネブルク市は他の獨逸都市におけると同様な政變を経験した。都市貴族の支配を排除して民主的市政を布かんとするものであつて、Prälantenkrieg と稱せられる。⁽¹⁴⁾然しこの企ては短時日を以て終熄した。一四五四年追放された製鹽權所有者・獨立製鹽者は、二年後には再びその舊地位をとり戻したのである。しかもそれは單に舊態に復しただけではなかつた。その後間もなく獨立製鹽者は、彼等が復活した日 (一四五六年十一月九日、聖テオドルス祝日) に因んで、テオドリー・ゲゼルシャフトなる封鎖的團體を結成した。⁽¹⁵⁾これはリューベック市のチルケル・ゲゼルシャフトに模したものである。獨逸ハンザ諸都市の支配者層間に密接な血縁關係が存したことはここに改めて説くまでもないが、相似た組織の形成もこの交流に負ふところ尠なくない。テオドリー・ゲゼルシャフトの成員が domicellus (Junker) と自稱したのも、チルケル・ゲゼルシャフトのそれを追つたものであつた。⁽¹⁶⁾彼等は成員相互間のみならず貴族とも通婚することを求め、貴族と同格であると自負した。然しテオドリー・ゲゼルシャフト結成の目的は、その高い社會的地位を誇示することだけにあつたのではない。この封鎖的團體に屬さぬ爾餘の市民を製鹽から排除することも目論まれたのであつた。そしてこの同族的封鎖制度は第十七世紀中葉の Salzkontor 設置まで續いたのである。

(1) Luise Zenker, Zur volkswirtschaftliche Bedeutung der Lüneburger Saline für die Zeit von 950—1370. (Hanover und Leipzig. 1906) S. 21.

- (2) Ewenda. S. 22.
- (3) Ewenda. S. 48.
- (4) Ewenda. S. 25~6.
- (5) Ewenda. S. 24.
- (6) Ewenda. S. 32.
- (7) Ewenda. S. 39.
- (8) Wilhelm Reinecke, Geschichte der Stadt Lüneburg, Bd. 1. (Lüneburg. 1933) S. 199.
- (9) Zenker, a.a.O. S. 31.
- (10) 鹽産の總數七二一六トナ。Reinecke, a.a.O. Bd. 1. S. 94.
- (11) Zenker, a.a.O. S. 19.
- (12) Reinecke, a.a.O. Bd. 1. S. 359 ff.
- (13) Vgl. Siegm. Baron von Schultze-Galléra, Das mittelalterliche Halle, Bd. 1. (Halle a. d. S. 1925) S. 243—4. H. Riemann, Geschichte der Stadt Colberg (Colberg. 1873) S. 127 ff.
- (14) Reinecke, a.a.O. Bd. 1. S. 203 ff.
- (15) Ewenda. S. 377 ff.
- (16) C. Wehrmann, Das Lübeckische Patriziat, insbesondere dessen Entstehung und Verhältniss zum Adel, in Hgbll. 1872. S. 108.

三

前節においてリューネブルク鹽井の所有並びに經營關係を窺つたが、次にリューネブルク井鹽の取引事情はどうであつたか。この販賣に當つてリューネブルクの獨立製鹽者 (Süßmeister) はどのような役割を演じたか。

掘鑿技術の見るべきものもなかつた中世において、製鹽地は鹹水が自然湧出する場所に限られざるを得なかつた。この點からして二六度もの鹹水を豊富に持つリューネブルク鹽井は、⁽¹⁾その規模において、更にその需要において、北歐で首位を占めるものであつた。且つエルベ河に近くバルト海にも程遠くないといふ同市の地理的條件も、⁽²⁾諸威・瑞典に鹽坑なく、波蘭・シュレージエンには極めて僅少な産額しかないといふ自然的條件と相俟つて、リューネブルク井鹽の北歐における廣い販路を保證するのであつた。その販路を瞥見すれば、西方はアムステルダム、ロッテルダムに及び、北方は丁抹、瑞典、⁽³⁾諸威の需要を充し、東方はノーヴゴロドのハンザ商館に至るまでのバルト海全地域を支配下に置いた。ただ南方は内陸諸鹽坑殊にハレ製鹽の競争があるため、限られた範圍にしか延びなかつた。

廣大な販路のうちでリューネブルク井鹽が最も重點を置いたのは東北方面であつた。ツェンカー女史の計算によると、リューネブルク井鹽の生産額は、一二〇五年に四八萬六千ツェントナ⁽³⁾餘、一三五〇年に五九萬六千ツェントナ⁽³⁾餘であるが、この大部分はリューベック經由でバルト海地域に運ばれたのである。「鹽の道」とも呼ばれるものは、最初はリューネブルク—アルテンブルク—メーレン—リューベックの陸路であつた。⁽⁴⁾然しエルベ河とバルト海とを結ぶシテークニッツ運河完成後(一三九八年)は、リューネブルク市を貫流するイルメナウ河を下つてツォーレンシピーカーに至り、ここからエルベ河を遡航してラウエンブルクへ、次いで運河を通つてリューベックに至る水路が主たるものとなつたのである。鹽という商品の帯びる嵩と重量とからして、取引數量の増大が水路利用を専らにするに至らしたのであつたが、それだけにリューネブルク—リューベック間の鹽取引においてシテークニッツ運

河の占める地位は重要であつて、この通行権の制握は同時にリュウネブルク井鹽の制握を意味するのであつた。リュウネブルク井鹽の取引は誰が行なつたか。これは、同市内における小賣の場合と、外部への卸取引の場合とで異なる。先づ小賣について關説する。

リュウネブルク鹽井の傍らの廣場で、毎日新しい鹽が自由に誰にでも賣られた。賣手は獨立製鹽者であり、賣品は彼の製品であり、賣價は彼を代表するバールマイスターが、前日の生産數量、その品質、薪の價格、需要の多寡等を織り込んで決定したものによつた。⁽⁵⁾但しこの鹽販賣は別にリュウネブルク市民を優遇するものではない。このための施設としては、獨立製鹽者の組合に所屬する鹽賣場(Galssale)が別個に設けられた。ここは市民への小賣を専ら行なふ。附近の農民も少量を需める場合はこの賣場から購入せねばならなかつた。鹽賣場には五四の釜屋から抽籤によつて定めた順序で一定量の製鹽が供給され、それが小賣されたのである。この賣買を管理する者は獨立製鹽者である。第二の施設として、Weissladereiと呼ばれた販賣所があつた。⁽⁶⁾この名稱は前日に製造した新しい鹽を販賣する場所の意に出る。ここで購入し得る者は附近の農民を主とする。彼等がリュウネブルク市に食料品乃至薪を搬入した報償として、自由販賣よりも廉い價格で購入することが出來た。市民も半トン以上要る場合はここで買入れた。但し農民・市民孰れにあつてもその購入は自家消費に限られ、轉賣を目的とした大量購入は禁止せられた。いふまでもなくこの施設は生産者、獨立製鹽者のためのものでなく、リュウネブルク市全體の利益を配慮して設けられたのである。従つて獨立製鹽者の立場からすれば、その手取り價格も少なく、ここでの販賣には冷淡にならざるを得なかつた。但しこの販賣所では年産額の二割近くが賣買されるのが恒であつた。

鹽は必需品ではあるが、年間を通じてその需要度には差違がある。春季から夏季へかけてスカネール漁場が賑はふ間は需要も多く、従つてその價格も上騰する。漁期が終つて價格は低落するが、秋季の農作物收穫期になると農民の購入を主因として再び騰貴する。この需要の旺盛な時に、聖ミカエリス祝日(九月二十九日)から一週間リュウネブルク市ではミカエリス市が開かれた。これは鹽の自由市であつた。ここでの賣買に取引税は課されない。市民も農民もこの市で一馬車分も買入れるのであつた。且つこの市は製鹽労働者にとつても買入れ時であつた。その製鹽の際または運搬の際に地上に落ちて塵を混えた鹽を、この市日に賣ることが出來たからである。優秀品を必要としない農民はこの廉價品を争つて需めた。賣上金は製鹽労働者の所得となつた。このため汚鹽が十分でない場合、故意に雪白の鹽を汚して賣ることも尠なくなつた。これを防止または廢絶せんとして獨立製鹽者は諸種の對策を講じたが、舊來の慣行を楯にする労働者の聽従するところとはならなかつたのである。

次に對外取引について述べる。獨立製鹽者からその製鹽を大量仕入れて外部に賣却する鹽商人は、最初はリュウネブルク市民が主であつた。⁽⁷⁾彼等と並んで他地商人も、ザクセン公から取引を許されて以來⁽⁸⁾(一二五七年)、自由に鹽を買入れてこれを轉賣した。然し第十四世紀において獨立製鹽者が經濟的にも社會的にも勢力を張るに至ると、彼等も亦この鹽の對外取引に加はり、更には從來の鹽商人を排除してこれに關與することを企てたのであつた。その關與とは必ずしも彼等が自製または他者の製鹽を携えて他地に賣込むことを意味しない。殊に市政の局に當つてある場合の如きその職を空けることは不可能に近い。然し同族と共同して鹽の輸出に携はることは容易であつた。また同業者が一團となり、その代理者をしてこれに専従せしめることも可能であつた。

リュウネブルク獨立製鹽者がリュウベック市場と直結した一つの途は、後者における特定鹽商人を問屋としてこれに送貨するものであつた。この場合問屋には取扱手数料(一ラストに付き四シリング)を支拂ふだけであるから獨立製鹽

者の手取り額は多いが、その他面、運送途上における危険や賣買完了に至るまでの損害は彼が負擔せねばならなかつた。且つ離れた場所における取引の實情も不明であり、賣上金が正當なものであるか否かも詳かでない。このため獨立製鹽者はその代理人をリュールベック問屋の許に派遣し、鹽の受領や賣却の際に立會はせることをした。これによつて代理人が忠實に振舞ふ限り獨立製鹽者の收得額は正確となるが、然しリュールベック問屋の側からすればこの代理人の駐在は甚だ煩はしいものであつた。

第二の方途はマスコーペー (Maskopei) 取引である。これも獨立製鹽者とリュールベック鹽商人とが個々に取引關係と結ぶ點では問屋取引と變りはない。然し損益の分配方法において異なる。即ちマスコーペーとは組合商業であつて、依託者と受託者とがその出資額に應じて損益を分収するものをいふ。そしてこの組合は獨立製鹽者と鹽商人とが夫々一人であるとは限らず、兩者側共に數名を以て結成することが多かつた。組合存續期間は一ヶ年が普通であつた。勿論更新繼續することを阻げない。一四九八年末に作成された翌九九年の製鹽の販賣に關する商業組合設立契約書によれば、この組合はリュールネブルクの製鹽者及びリュールベックの鹽商人各三名によつて構成され、リュールベックにおける賣却價格に應じてリュールネブルク製鹽者への支拂額が決ることになつてをり、その清算は六ヶ月以内に完了すべき約定であつた。これはリュールベック商人がリュールネブルクへの代金決済を故意に遅らせたとは限らない。彼も商慣習として顧客に掛賣をしてゐたからであつた。この契約書の中に六ヶ月以上の掛賣はしないことを定めてゐるのは、それまでこれ以上の長期の掛賣が行なはれてゐた事實と語るといつてよい。代金回收を促進する措置として、この契約書では、三ヶ月までの期限には鹽一ラストに付き八シリング、これを越えて六ヶ月までの場合は一ラストに付き一マルクの割合で追徴金を課すことを定めてゐる。

このマスコーペー取引を以てリュールネブルク製鹽者は舊來の同市鹽商人の介入を排除し得た。然しその期圖する同市の井鹽取引の獨占とは程遠いものであつた。しかも尙この取引形態に依らざるを得なかつた事情が存した。

リュールベック鹽商人の鹽同業者は *Herren von der Salzfuh* と自稱して一團となつてゐた。この組織に加はる者は、同市のチルケル・ゲゼルシャフトや、一四五〇年これから分離したカウフロイテ・コンパニーにも所屬すること多く、彼等はリュールベックの都市貴族の一部をなしてゐた⁽¹⁰⁾。従つてこの組織は、一般にアムトと呼ばれる手工業者乃至小賣商人の同職組合とは、別個の性格のものである。形式的にはシテークニッツ運河を航行する船舶を所有する者は誰でも鹽取引を營なみ得たが、然しこの點において既に鹽取引への参加には制限があつたのである。

前記のマスコーペー取引を結んだリュールベック鹽商人は、すべてこの鹽同業者であつた。彼等がマスコーペー取引の故に逸した利潤を取り戻さんとして講じた措置は、シテークニッツ運河における鹽の運送料引上げであつた。然しこれには限度があつた。このため彼等は、彼等のみがこの運河における商品輸送権を有すると主張する策に出た。これには異論が續出した。この鹽同業者の獨占策は第十五世紀前半に既に存してゐたのであつて、一四三三年のリュールベック市參事會の布告に、運河通航並びにこれを使用する船舶建造は誰にも自由たるべしといふものは、この頃既に鹽同業者の間に獨占の動きが強かつたことを示すものである。しかもこの布告にも拘はらず、前記の一四九八年の商業組合契約書には、鹽の輸送は鹽同業者だけが行なひ得ると記載してゐる。即ち事實問題として彼等の結合は鞏固となつてをり、シテークニッツにおけるその輸送権は法的基礎の有無の論議を越えて誰も認めざるを得ぬものとなつてゐたのである。

かくの如くステークニッツ運河といふ肝要な輸送路の支配の故に、更に多年築き上げたリュールベックからバルト海

諸地域への販賣網の掌握の故に、リューネブルク製鹽者はリューベック鹽同漕業者と協力することを餘儀なくされ、後者に本来の遠隔地取引を委ねたのであつた。この協力とは前記のマスコープ取引を指す。リューネブルク製鹽者は生産に携はるのみでなく、その製品の販賣にも關與した。然し彼等が制握し得たのは前者についてであつて、後者を壟斷することは出来なかつた。交通路を支配し得なかつたからである。その他方、リューベックの鹽同漕業者はマスコープ取引を以てする限り、シテークニッツ運送獨占によつてのみその收利を殖し得たのであつた。兩者孰れも制約を受けたのである。そしてマスコープ取引はこの後三十年戦役によつて取引關係の攪亂するに至る時まで續けられたのであつた。

- (1) Zenke, a.a.O. S. 1.
- (2) Hermann Heineken, Der Salzhandel Lüneburgs mit Lübeck bis zum Anfang des 15. Jahrhunderts. (Berlin. 1908) S. 15.
- (3) Zenker, a.a.O. S. 18.
- (4) Friedrich Bruns, Lübecks Handelsstrassen am Ende des Mittelalters, in HGBll. 1897. S. 55—8. (マンナックはイルメナウ河及びヘルム河を下る水路が利用され、ブランデンブルクはヘルム、ハーフェル兩河を通航した。)
- (5) Heineken, a.a.O. S. 104—5.
- (6) Ebenda. S. 112 f.
- (7) Ebenda. S. 133.
- (8) Ebenda. S. 23.
- (9) HUB. Bd. II. Nr. 1105.
- (10) Wehrmann, a.a.O. S. 114.

南北戦争・再建期(一八六〇—七二年)における労働運動(二)

川 田 壽

- 一 はしがき
- 二 社會經濟等の状態
- 三 内戦時の労働運動
以上前號
- 四 再建期の労働運動
 - (13) 労働階級と再建
 - (14) 全國労働組合の發展
 - (15) 八時間労働制運動
 - (16) 婦人労働者と組合運動
 - (17) 黑人問題
 - (18) 國際提携
 - (19) 協同組合運動
 - (20) 政治活動
 - (21) 全國労働組合の衰滅
 - (22) ナイト・オブ・レーバーの出現

南北戦争・再建期における労働運動